

テレビサービス（ピカラ石井CATV）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p data-bbox="290 667 1139 709">テレビサービス（ピカラ石井CATV）契約約款</p> <p data-bbox="537 1444 884 1486"><u>2024年6月1日</u></p> <p data-bbox="528 1549 893 1591">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1537 667 2386 709">テレビサービス（ピカラ石井CATV）契約約款</p> <p data-bbox="1765 1444 2142 1486"><u>2024年10月1日</u></p> <p data-bbox="1774 1549 2133 1591">株式会社 STNet</p>	

テレビサービス（ピカラ石井CATV）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p><b>第7章 料金等</b> <b>(工事費の支払義務)</b></p> <p><b>第27条</b> テレビサービス契約者は、テレビ申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にそのテレビサービス契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「<u>解除等</u>」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。</p> <p>2 工事の着手後完了前に<u>解除等</u>があった場合は、前項の規定にかかわらず、テレビサービス契約者は、その工事に関して<u>解除等</u>があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただく場合があります。</p> <p>この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p><b>第11章 雑則</b> <b>(反社会的勢力の排除)</b></p> <p><b>第46条</b></p> <p>4 当社は、申込者又はテレビサービス契約者が本条第1項各号のいずれかに該当すること若しくは本条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、本条第1項若しくは本条第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、又は前項に規定する調査などに応じない若しくは調査などにおいて虚偽の回答をした場合であって、本契約の申込みを承諾すること又は本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないこと又は本契約を<u>解除</u>することが出来るものとします。</p> <p><b>附 則</b> [-]</p>	<p><b>第7章 料金等</b> <b>(工事費の支払義務)</b></p> <p><b>第27条</b> テレビサービス契約者は、テレビ申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にそのテレビサービス契約の<u>解約</u>又はその工事の請求の取消し（以下この条において「<u>解約等</u>」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。</p> <p>2 工事の着手後完了前に<u>解約等</u>があった場合は、前項の規定にかかわらず、テレビサービス契約者は、その工事に関して<u>解約等</u>があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただく場合があります。</p> <p>この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p><b>第11章 雑則</b> <b>(反社会的勢力の排除)</b></p> <p><b>第46条</b></p> <p>4 当社は、申込者又はテレビサービス契約者が本条第1項各号のいずれかに該当すること若しくは本条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、本条第1項若しくは本条第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、又は前項に規定する調査などに応じない若しくは調査などにおいて虚偽の回答をした場合であって、本契約の申込みを承諾すること又は本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないこと又は本契約を<u>解約</u>することが出来るものとします。</p> <p><b>附 則</b> <b>(実施期日)</b></p> <p>1 この改定約款は、2024年10月1日から実施します。</p> <p><b>(経過措置)</b></p> <p>2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかったテレビサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。</p> <p><b>(特例措置)</b></p> <p>3 以下の特例措置は、2024年10月1日から2024年12月31日まで実施します。</p> <p>4 3の期間中にテレビサービスの申込みをし、かつテレビサービスの提供を開始したテレビサービス契約者には次の特例措置を実施します。</p> <p>(1) 新規契約に伴う契約事務手数料、STB設置・設定工事費については無料とします。</p>	